

旅客船事業企業経営基盤強化等セミナー プログラム

- ◎ 日 時 平成 30 年 9 月 27 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30
- ◎ 会 場 九州運輸局 7 階 海技試験場
福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号
- ◎ 主 催 (公財) 九州運輸振興センター
- ◎ 共 催 者 九州旅客船協会連合会 九州運輸局
- ◎ スケジュール
- | | | |
|---------------|---------|---|
| 13:30 | 開 会 | |
| 13:30 ~ 13:35 | 来 賓 挨 拶 | 九州運輸局 海事振興部
部長 比 企 栄 作 氏 |
| 13:35 ~ 15:25 | 講 演 | 講 師 熊本学園大学 社会福祉学部
教授 東 俊 裕 氏
テーマ 障害者差別解消法
～ 合理的配慮への心構え ～ |
| 15:30 | 閉 会 | |

東 俊 裕 (ひがし としひろ) 氏プロフィール

1976 年	中央大学法学部政治学科卒業
1989 年	弁護士登録 (2011 年 5 月まで)
2007 年	熊本学園大学社会福祉学部教授 (2010 年 3 月まで)
2009 年	内閣府本府参与 (2009 年 12 月~2010 年 3 月まで)
2010 年	内閣府、障がい者制度改革推進会議担当室 室長 (2010 年 4 月~2012 年 7 月)
2012 年	内閣府、障害者制度改革担当室 室長 (2012 年 7 月~2014 年 3 月)
2014 年	弁護士再登録
2015 年	熊本学園大学社会福祉学部教授 現在に至る



旅客船事業企業経営基盤
強化等セミナー
(2018年9月27日開催)





障害者差別解消法 ～ 合理的配慮への心構え ～

熊本学園大学 社会福祉学部 教授
東 俊 裕

日 時 平成 30 年 9 月 27 日 (木)
場 所 九州運輸局 7 階 海技試験場

主 催 公益財団法人九州運輸振興センター
共 催 九州旅客船協会連合会 九州運輸局
助 成 日本財団

こんにちは、こういう機会を設けて頂き本当にありがとうございます。

障害者差別解消法が施行されたのは熊本地震が起こる直前、2016年の4月1日でした。それから2年半位経っていますが、合理的配慮といったものが未だ普及していません。実は熊本地震では災害支援、特に公的な災害支援において、障害者に合理的な配慮がほとんどなされなかったという現実があります。

そこで今日は、合理的配慮の基礎的な理解をしてもらい、その後、具体例の話をさせて頂きたいと思っています。基礎的な理解をした上で合理的配慮を考えて頂ければと思います。

さて、合理的配慮は英語を訳したもので、日本語的にはなじみのない言葉です。リーズナブル・アコモモデーション (reasonable accommodation) が原語です。1973年アメリカのリハビリテーション法の504条に障害者に対する差別禁止条項が設けられ、その施行規則の考え方とし

て、この合理的配慮というのが盛り込まれました。しかし、これは全ての分野が対象ではなく、改めて1990年にあらゆる分野を対象とした差別禁止法ができました。これはADAと呼ばれ、世界に大きなインパクトを与えた人権法です。

これに基づいて、ほとんど全ての分野に差別禁止、合理的配慮の提供が求められていくこととなります。そして、ADAに触発された先進国は個別に法律を作るという状況となりましたが、なかなか全世界に広まりませんでした。そこで国連の人権条約の中に盛り込まれ、徐々に各国に広まっていきました。

2006年の12月に障害者権利条約は国連で採択され、その第2条で「障害に基づく差別とは」「合理的配慮とは」という定義規定が書かれています。(資料1) 権利条約は、何も障害者に特別の人権を認めるために作られたものではありません。日本国憲法のどの条文をみても「この条文は障害者には適用されない」と書いた条文はありません。逆に言え

ば、日本国憲法で定められた基本的人権は障害があろうとなかろうと、本来は等しく適用されるべきものです。

ところが実際上は様々な要因があつてそのようになっていません。これを踏まえて、障害者にも人権が保障されるように国連で権利条約の議論があつたわけです。

できた権利条約の屋台骨を成すのが「障害に基づく差別の禁止」で総論の方に書かれています。あらゆる分野に差別の禁止は及ぶということです。改めて障害についての差別とは何なのかということ、外国の伝統的な書き方で、しかも英語の直訳なので、これを読んでも理解するのは難しい。ポイントだけ言うと、障害に基づくあらゆる排除又は制限という例示が書いてあります。障害を理由に区別や排除や制限について、一般的に言えば他と異なる取り扱いをすることが差別となり、あらゆる形態の差別を含むということです。そして、これまで合理的配慮というのは、一般の差別の中には無かつ

障害者権利条約

2006年12月13日 国連総会 採択
2014年1月20日 批准 同年2月19日 国内効力の発生

第2条

「障害に基づく差別」とは、

障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

資料 1

とです。そのような観点から見て合理的配慮をしないと不平等になってしまうというものです。

具体的には「必要かつ適当な変更及び調整」とあって、物理的な現状、もしくは手続きなど様々なことに、障害者が直面した時、それが障害者を排除するような結果

レベルまで合理的配慮をしないというものではないという例外が認められています。

このような条約を内閣府で4年間でかけて日本の法律に落とし込むという作業をしました。何本か法律ができましたが、4年間の最後に出来たのが「差別解消法」です。

差別解消法を作成する時に、推進会議で差別禁止部会というのを設け、もう少しわかりやすく、何が差別なのか、議論した上でまとめようという話になりました。差別禁止部会では大きく2つに分けて整理しました。

1つは「不均等待遇」というもので、もう1つが「合理的配慮の不提供」ということです。

1つ目の不均等待遇は細かく分けると3つのタイプがあります。

1点目は「直接差別」と言われるパターンです。これは障害自体を理由にした異なる取扱い。先ほど権利条約の中で説明した最も典型的な部分で、差別において古典的に使われる定義です。例えば女性差別とは女

性ということを理由に、男性とは異なる取扱いが基本的には差別と言われてきました。

2点目に「間接差別」というのがあります。これはアメリカの判例がインパクトになってアメリカでも発展しましたが、特にイギリスで発展した概念で、どの分野に一番使われているかというと、女性差別の分野に多く使われている概念です。日本で女性差別禁止に関する法律は何かあるかご存知ですか？女性が職場で働く上で一番女性の人権を守ってくれるのは、日本で言うと「男女雇用機会均等法」です。これは差別によって機会均等が害されることがないようにしようという法律です。この中には直接差別はもちろん禁止されていますが、間接差別も一部禁止されています。

たとえばどういうものかというところ、部長以上に昇進する資格として、「いつでもどこでも転勤できること」という就業規則があったとしても女性は部長以上にはなれないとは

た概念です。障害ベースの差別の禁止において、合理的配慮をしないことも、あらゆる形態の差別に含まれるということを含弧書きで書いています。

その上で、合理的配慮とは、他の人と実質平等を基本とする、あくまで実質的に見て平等か否かということ

を生む場合、物理的なものであれ、手続き的なものであれ、それらを変更調整しなさいということが書いてあります。

もつとも最後の方には「均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と書いてあります。「そんなことはとてもできない」という

書いてありません。女性という性を以て他と異なる取扱いをする取り決めではないわけです。しかし、直接差別に当たらないから何の問題もなにかというと、女性で全国どこでもいつでも転動できるという人は男性と比べると、そう多くはないわけです。キャリアウーマンであっても、家に帰れば家事育児は主として女性の方が担当しているという社会的な現実において、なかなか、そう簡単に転勤はできません。形式上は中立的な形で書いてあっても、それによる影響というのは、ほとんど女性だけが受けるということになるわけです。ですので、このような場合、間接的な差別に当たるといったこととなります。

例えば盲導犬を連れてレストランに入るとします。レストランの店員が、うちは犬の同伴はお断りしております。ですので、うちのレストランはご遠慮くださいと言われた場合はどうなるでしょうか。店員さんは視覚障害のあなたがダメと言っているわけではなく、あなたが連れてくる、その犬がダメだと言った場合、障害が理由ではないので直接差別に当たらないんじゃないかという疑問が出てきます。しかし、考えてみると盲導犬と視覚障害者を考えると、それは不即不離と言いますか、密接不可分の関係にあるわけです。だから、直接、障害自体を理由にしなくても、障害に密接不可分な関係にある事柄を理由にして他と異なる取り扱いをすることも差別となり、これを関連差別と言います。

健常者にとって何でもないこと、むしろ便利なこと、そういう仕組みや物理的な構造、手続きなどが障害者にとってみれば、社会参加を阻害する、社会的障壁になる場合があります。そのようなものを変更調整せず、現状を変えないまま対応すること、これが合理的配慮の不提供になるという定義を設けています。

こういう部会の意見をベースに国会で議論し、差別解消法ができました。ただし、差別解消法は先ほどの部会の意見のまとめをそっくりそのまま持ってきたわけではありません。不均等待遇という部分については不当な差別的取扱いというような表現に替わりました。しかも不当な差別的取扱いには先ほどの3点が明確にされておらず、少し曖昧なものとなっております。

しかし、個人的には、先ほどの3点の類型も含むというふうに考えるべきだと考えています。1点目の直接差別が差別的取扱いに当たらないということはあり得ないわけで、それまで入れなかったら何が差別かというところに成ります。ですので、1点目は当然入るとして、2、3点目がどこまで入るかという曖昧さが解釈上問題になるといっていいところだと思います。

合理的配慮というものはそのまま入りました。その定義として「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障



社会的障壁と合理的配慮

4つの社会的障壁

- **物理的障壁**
例えば、交通・建物利用を阻害する構造物・設備
- **制度的障壁**
例えば、欠格事由、強制入所、分離教育、分断された労働市場
- **情報文化面での障壁**
例えば、感覚障がいに対応しない種々のメディアによる情報提供
- **心理的障壁**
例えば、障がいについての無知・無理解・偏見など、差別の温床

資料 2

む上で障壁とな

るような社会に

おける事柄、制

度、慣行、観念

その他一切のも

のをいう」と

なっていて、社

会的障壁は幅広

く捉えられてい

ます。

このように合

理的配慮では社

会的障壁が何な

のかということ

が前提となるわ

けです。合理的

配慮は何なの

か、それだけ考

えても回答はで

ないということ

です。障害者の

必要とする合理

的配慮

を提供するには

、その当事者に

ことです。

内閣府は社会的障壁について4つ

にまとめています。物理的障壁、制

度的障壁、情報文化面での障壁、そ

して心理的障壁です。(資料2)

この中で一番わかりやすいのは物

理的障壁で、例えば車いすに乗る私

にとつての段差やエレベーターのな

い建物など、交通、建物、様々なも

のに多くの物理的障壁が存在してい

ます。これを無くしていこうとい

動きは日本でも1970年代から始

まっています。障害者が「やさし

いまちづくり運動」を起こして、障

害者が街中に出られるよう街を変え

ていこうとしました。この運動が

実って各地方自治体で、やさしい

まちづくり条例が広がっていくこ

とになります。さらにこれを受け

て最初に法律化されたのがハート

ビル法です。

これは建物利用に関して、段差な

ど様々な障壁を無くしていこうとい

うものです。その後に来たのが交

通バリアフリー法で、現在は、ハー

緒になって、新しいバリアフリー法

になっています。これによって日

本社会は大きく変わってきたわけ

です。

私が大学生活を送ったのは197

0年代で、東京で学生生活をしてい

ました。その時代、山手線のどこの

駅に行っても貨物用のエレベーター

しかなく人が乗るエレベーターは1

基もありませんでした。私の通った

大学も、エレベーターがある建物と

いうのは新しい建物ぐらいで、ほと

んどの建物は4階であれ5階であれ

エレベーターはありませんでした。

当時私は杖で生活していましたの

で、何とか学生生活を送ることがで

きました。しかし今の状況で、あの

当時に戻って学生生活を送れと言わ

れたら、それは全く不可能な話し

です。バスや電車、ましてや地下鉄な

ど全く乗れなかったでしょう。

障害当事者は、そういう時代を経

て様々な運動を起こし、何十年もか

かって変えてきたわけです。しか

し、バリアフリー法は基本的には施

壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならぬ。」ということが書いてあります。

合理的配慮の中に書いてある社会的障壁は何かということ、その定義についても「障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営

む上でも回答はでないということ、障害者の必要とする合理的配慮を提供するには、その当事者にとつて何が社会的障壁になっているのか、それが見えてこなければなりません。合理的配慮を提供するために、障害者を取り巻く社会的障壁が、なんなのかを知ることが必要とい

うことです。内閣府は社会的障壁について4つにまとめています。物理的障壁、制度的障壁、情報文化面での障壁、そして心理的障壁です。(資料2) この中で一番わかりやすいのは物理的障壁で、例えば車いすに乗る私にとつての段差やエレベーターのない建物など、交通、建物、様々なものに多くの物理的障壁が存在しています。これを無くしていこうと動きは日本でも1970年代から始まっています。障害者が「やさしいまちづくり運動」を起こして、障害者が街中に出られるよう街を変えていこうとしました。この運動が実って各地方自治体で、やさしいまちづくり条例が広がっていき

とになります。さらにこれを受け、最初に法律化されたのがハートビル法です。これは建物利用に関して、段差など様々な障壁を無くしていこうというものです。その後に来たのが交通バリアフリー法で、現在は、ハー

はこういう基準でここまで変えなさいというもので、そこでは解決されない問題点が多くあります。障害は、同じ障害であつても重度や軽度で随分違います。私にとって問題にならないことが、重度の障害者にとっては大変だということが多々あります。そして、環境によつてもかなり違つてくるので、一般的な施策法ではカバーできない部分が多く残つているわけです。変わつていない部分は、依然として社会的障壁であるわけです。そのために個別の障害者の状況に応じて個別の対応をしてほしいというのが、合理的配慮です。

次は、制度的障壁です。これは欠格事由、分離教育などいろいろあります。例えば、成年後見制度を利用すると法律で公務員になれないことになつています。障害者雇用で採用され、5〜6年勤務していた知的障害者のお父さんが亡くなりました。そこで成年後見人制度を利用してお世話する人を頼んだところ、公務員としての資格がなくなつたというこ

とで解雇されました。変わったのは彼の労働能力ではなく、彼を取り巻く状況が変わつたにすぎません。しかし、法律上は資格がないため、勤められないという結果となります。社会にはこのような大きな法律上の話から、様々な決まり事など多種多様にあるわけです。そういう決まりごとをそのまま適応したら、先ほど述べた間接差別の説明でお分かりいただけたとおもいますが、障害者は利用できないという問題があります。合理的配慮においてそのような場面でどう対応するかということです。

また、情報文化面での障壁ですが、事業体は様々な情報を提供して運営にあたっています。視覚障害、聴覚障害の方、文字や言葉で言つても理解ができない重度の知的・発達障害の人達には、情報が等しく提供されないという問題が出てきます。話しが少し変わりますが、東日本大震災では障害者の死亡率は一般人に比べて2倍となっています。その原因は様々ありますが、一番わか

りやすい例で言うと、町役場から防災無線で、「今津波が来た。本当に大きな津波だから逃げなさい」というアナウンスがどんなに大きな声で流れても聴覚障害者には全く届きません。命を左右する情報が届かなかつたということです。

最後に心理的障壁ですが、障害に對してまだまだ理解が足りていません。理解不足の場合は、きちんと理解して貰えれば、そうかと対応してくれる場合もあります。しかし、偏見というレベルでは、正しい知識を提示しても障害者を排除する、このようなことが差別的温床になっているという問題もあります。

こういう様々な社会的障壁が障害者にとっては、ある意味、毎日、毎日ぶち当たる問題です。どこに行つてもこの4つの中のどれかにぶつかるといふ感じでしょうか。

例えば、私と障害の無い健常者と買い物に行くときです。一緒にレジに並ぶと、店員さんは私の顔を見ると「思いますか？財布を私が握つていたって、健常者と話をします。それ

は私の保護者、付き添い人、支援者と思うのかもしれませんが、買い物をする当事者は私です。私の顔も見ずに頭の上でやりとりするというのはどうでしょうか。皆さんがそんなことされたらどんな気持ちになりますか？こういうことが日常的にあります。

こうした社会的障壁というのは健常者にとつて見えにくくなつていきます。理由は簡単に言うと、障害を持つている人が何かできないとなると、それはあなたに障害があるからだ、そこに原因があるからだとなつてしまいます。私は車イスに乗っている、皆さんは歩いてる。見えるところは障害の外形だったり、その人の行動の特徴だったりですが、そこに原因を全て持つていくわけです。その人が何故そういう状態なのかということについて、そのベースになつている社会的な障壁の部分は見えていません。

例えば2階建ての建物で階段しかないという時に、皆さんは階段について違和感を感じることもなんか全く

ないと思います。階段をスタスタ上がればいいだけの話ですが、私が階段の前に立つたら、階段は社会的障壁でしかない。しかも友達と行ったら、友達が行って、私だけが取り残されて、仲間から引き離された状況になります。皆さんには階段しかないうことの大変さは、なかなか実感できないと思います。それはある意味、しょうがないことかもしれませんが。障害の体験をおそらく多くの人はしていないでしょうし、社会の中で、その立場に立たないと見えてこないものがあるわけです。だからこそ率先して、そういう人の立場に立つたらどのように見えるのか、ということを意識し、考えてほしいと思います。

熊本の災害後の仮設住宅についてですが、家族構成によって広いものと狭いものとあります。しかし、設計図上、トイレとお風呂はみな同じ構造で、これでは車椅子は全く使えないということで、抗議しましたが結局、改善しないまま、県の職員は設計図通りゴーサインを出しまし

た。設計図で見ても障害者は使えない、車椅子では使えないということがわかるわけです。しかしながら、その重大性を県の建築課の方々とはほとんど意識せずに、そのまま作ってしまいました。住宅としての最低限の機能のうち、お風呂とトイレが障害者には使えない代物となっていて、それを平気で障害者にも割り当てているわけで、それはもう住宅とは言えないでしょう。実際、入居した障害者は、トイレは近くのコンビニまで行く、お風呂はどこかの温泉まで行く、そんな状況が今でも続いています。

同じものを見ても、それが社会的障壁として意識化されるかどうか。一般の人達の障害への認識、理解、配慮などを、ぜひ深めて頂きたいと思います。非常に残念なことではあるのですが、現実では障害者にとってまだまだいろいろな壁が立ちはだかっています。この先、社会全般で検討していく必要があると思います。

障害をどう考えるのか。

現在、障害者は約900万人位いますが、ひと家族が2・7人位なので約3人とすると、2,700万人近い障害者とその家族がいることになります。軽度の障害であつても障害が無い人と比べると、様々な重荷を背負って生活をせざるを得ない現状にあるわけです。このようなことを社会的不利といえます。

問題は障害者がなぜ社会的不利を負うのか。その社会的不利の発生源は何なのかといったことについて、医学モデルと社会モデルと違う考え方があるというお話を簡単にします。(資料3)

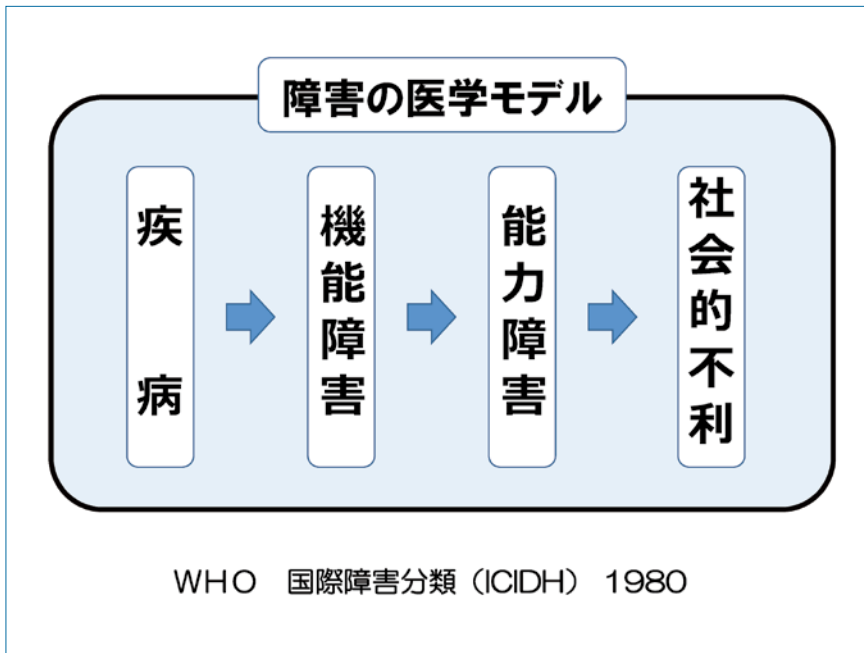
障害者の人権に関する 基礎的理解

医学モデルと社会モデル

- 社会の必然的な構成要素としての障がい者
- 障がい者が被る社会的不利の存在
- 社会的不利の発生原因をどう捉えるか
- 障がいをどう考えるか

医学モデルの社会的不利は簡単に言えば、疾病によって本来あるべき心身の機能に障害が発生し、一般の生活に必要な能力が低下することによって発生するということです。

(資料4・5)
私の事例で解説すると、こんなふうになります。生後1年5カ月の時



資料 4

医学モデル

心身の機能・構造上の「損傷」(インペアメント)と社会生活における不利や困難としての「障害」(ディスアビリティ)とを同一視したり、損傷が必然的に障害をもたらすものだととらえる考え方であり、障害の原因を除去したり、障害への対処において個人への医学的な働きかけ(治療、訓練等)を常に優先する考え方である。

また、医学モデルは、障害を個人に内在する属性としてとらえ、同時に障害の克服のための取組は、もっぱら個人の適応努力によるものととらえる考え方であり、障害の「個人モデル」とも呼ばれる。

(障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見))

資料 5

にポリオ、小児麻痺にかかりました。この病気は簡単に言うと、リモコンの電線が切れた状態で、スイッチも動く、電池も入っている、モーターも動く、しかし電線が切れているから、本来動くべきモーターが動かない。ポリオは運動神経がポリオウイルスによって侵され、脳でいく

ら動けという指令を出してもその電気信号は途中でストップして末端の筋肉まで伝わりません。日常生活に必要な、例えば歩くとか、階段を登るとか、日々生活に必要な能力に障害が発生します。そうになると、学校の時などいじめを受ける、学生生活でもいろいろなサークルからお呼

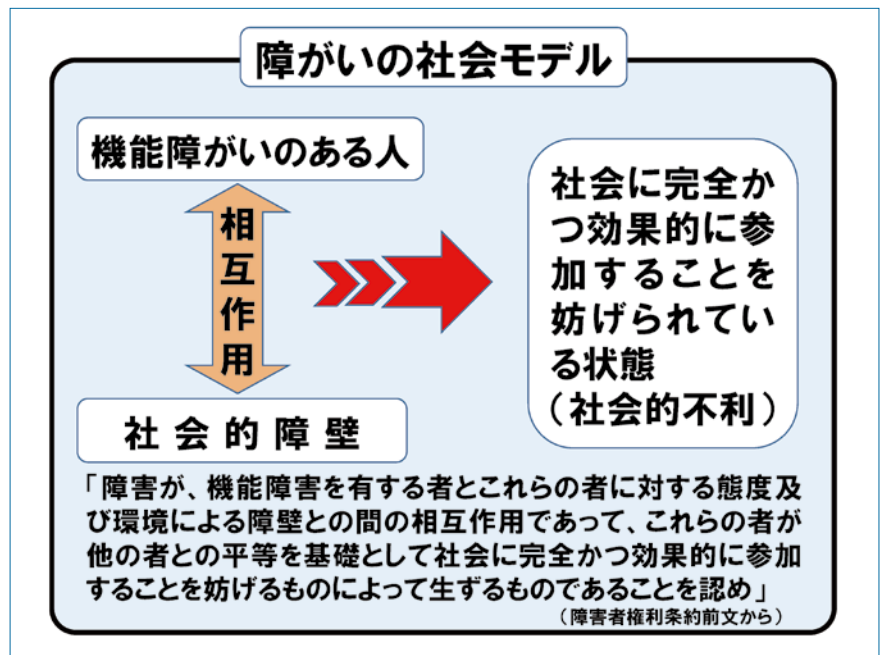
びがかからない、就職先もなかなか見つからない、ということになり障害に基づく様々な社会的不利が発生します。このような障害の医学モデルについてはWHOが1980年の国際障害分類の中で定義化しています。これについて専門家からは高い評価を

受けました。病気と障害はどが違うかなどの疑問から、WHOは改めて障害というものを疾病とは別個の国際障害分類を作り、疾病、機能障害、能力障害、社会的不利の4つの視点から分析し、その結果として、どのような支援が必要となるのかわかるということ、専門家からは非常に高い評価を受けました。

それに対して障害者団体は猛烈に反発しました。

例えば階段を登れないのは自分の足が悪いせいなのかという質問をしたとする、WHOは国際障害分類から言えば、あなたが病気になって階段を登る能力が無くなったので、あなたは2階に上がれない。もちろん、社会はそれを放置しているわけではなく、そういう状況にある人には支援を提供するが、根本的な原因は、あなたの個人的な医学的な問題なんだと答えるでしょう。

これに対し、障害者団体は本当にそうなのかと反発しました。自分に能力がないから2階まで上がれないのか。皆さんどう思いますか？そ



資料 6

社会モデル

損傷（インペアメント）と障害（ディスアビリティ）とを明確に区別し、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとしてとらえる考え方である。それは、障害を損傷と同一視する医学モデルを転換させ、社会的な障壁の除去・改変によって障害の解消を目指すことが可能だと認識するものであり、障壁の解消にむけての取組の責任を障害者個人にではなく社会の側に見いだす考え方である。

ここでいう社会的障壁には道路・建物等の物理的なものだけではなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民の意識上の障壁等も含まれている。

（障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見））

資料 7

もそも階段っていったいなんでしよう？今の医学モデルの答えは、健康者は階段をのぼる能力があるから2階まで行ける、障害者はその能力がないから行けないということ、能力があるかないかが判断基準になっていきます。

しかし障害者団体は、階段という

ものがなんなのか一回考えてみてくれと言ったわけです。

何なんでしよう、皆さん、階段って？階段のない社会というのを想定してください。階段は皆さんが2階に登れないから、皆さんの能力に合わせて2階まで行ける社会的なシステムです。皆さんと私の裸の能力を

比べたらどれほど差がありますか？僕は無理ですが、皆さんが飛び上れば天井に手が付くかもしれません。1mくらいの高低差なら私も体をドサッと乗せて落ちる形で乗り越えられます。皆さんはどの位の高低差を乗り越えられますか？自分の裸の能力、それは私の2倍、2m位かもし

れない。でも、たかだかその位の差でしかありません。階段が無ければ皆さん2階までずっと行けますか？皆さんが困るから、建物を高層化するにあたって、階段という社会システムを、作ってきたわけです。健康者と言われる皆さんにも能力が無いから、そういう社会システムであらゆる階が利用できるように、お金をかけて作っているわけです。しかしながら、こと障害者になると、社会には何の問題も無く、ただ、障害があつて登る能力が無いだけだ、と個人の責任にしています。2階建てを作るのに階段を作らないなんて誰も考えないし、作るのは当たり前のこととなっています。人間は水平移動能力は持つけれど、垂直移動能力は持っていません。そういう、持たなくなつた人間の能力の弱さを社会的にカバーするシステムを構築してきました。しかし移動能力をカバーする仕組みの中に障害者の存在を全く想定してきませんでした。簡単に言う、もそもこの仕組みづくりから障害者を仲間はずれにしているわ

けです。そういう社会の有り方こそが、障害者を2階にあげない大きな問題点じゃないかと障害者団体は反発したわけです。

そこから、この社会モデルという考え方が生まれました。(資料6・7)

様々な仕組みにおいて障害者を想定せず、無意識に障害者を排除した状況こそが、障害そのものだという事です。先ほどの医学モデルの中には、社会の問題点は一言も書いていません。障害は全く個人の問題、個人の中にある能力の問題なので、ここには差別というものは出てきません。

しかしながら、それは社会の有りようだということになると、社会の有り方自体が問題になります。障害者に対する社会の認識の無さが、障害者を様々な機会から排除してしまします。それはまさしく人権問題となり、合理的配慮が規定されました。社会的障壁を除去しないこと自体が、差別なんだということで規定されたのが合理的配慮です。

イメージとして、田舎の中学校を思い浮かべて下さい。その中学校の前には大きな道路があったとします。学生が安全性を確保し道路を渡るために、横断歩道と信号機があったとします。ただその信号機は都会にあるような音響式ではなかったという前提でイメージをしてください。

たまたまその近くに全盲の方が住んでおられて、日頃、この横断歩道を渡って、学校の向こう側にあるお店屋さんで買い物して、これを渡って帰るといふ生活をされています。日頃、彼女は、この横断歩道を渡る時に音を手掛かりに渡っていました。今、車がどうなのか、走ってきているのか、車が止まって人が渡りだしたか、音でそれは拾えます。ところがその日は大雨、大風で、頼りの音が拾えず、なかなかこの横断歩道を渡ることができませんでした。それで、片手に白杖を持ち、もう片方で傘をさして、ずっと立っていたとします。放課後になって、この中学生が出てきて、青信号に

なったので、さっさと皆で渡りました。この光景を遠くから先生が見ていて、うちの子ども達は何だと思つて、後日、生徒を教室に集めて話をしました。大雨と大風の日に横断歩道を渡った時、白い杖を持って、傘をさしてずっと待っている人に気づいたかと質問しました。生徒は、そう言われればいたな、でもそれがどうかしましたか、と聞きました。先生は、君たちは白杖というのがどう

いうものなのか知らないのか?一般の杖と違って白杖は全盲の人達が歩行の安全を確保するために使うものなんだ、だから白い杖を持っている人を見たら、目が見えない人、全盲の人だと思つて間違いない。そういう人が信号を渡ろうと思つても青か赤かわからない。君たちは中学3年にもなつてそれくらいのことも知らないのか、君達にとって青になつたら渡ることはなんでもないことだ、でも、目に障害がある人にとってそれはとても危険なことだし、大変なことなんだ。そういう人を見かけた時には一言声をかけて一緒に渡らな

いとイケない。この先、いずれ君達も社会に出るのだから、そういうことはきちつと理解することが大切だと先生が話したとします。それに対して中学生は、ああそうかと、言われてみればその通りだなと、今度からそんな場面に遭遇したら、恥ずかしながら声を掛けて一緒に渡るようにしようと思ひますと答えました。先生としても納得されて、授業を終わったとします。(資料8・9)

こういう授業は、これまで人権教育とかの題材でいろいろ行われてきたと思います。しかしながら、果たしてこれは人権教育なのかどうか、皆さん、どう思ひますか? 先ほど医学モデル、社会モデルの話をしました、この授業は社会モデルの観点から見て、充分といえるでしょうか。

この先生の話にはいい点が2つあります。

1つは、白杖を持っている人がどういう人なのか、視覚障害の状況や特性といひますか、そういうことを子ども達に改めて認識さ

あなたはどうか考えますか？



資料 8

先生と生徒の会話

先生・君たちはこの前の雨の日の放課後に、横断歩道の所に、白い杖をついた人がいたのは覚えているか？

生徒・そういえば、そういう人がいた記憶があります。
・（キョトンとして）でも、それがどうかしたんですか？

先生・白い杖は白杖と言うけど、きみたちは、視覚に障がいのある人が使うものだということくらい知っているだろう。
・あの人が、なぜ、雨の中で、信号機の前でずっと立っていたと思うのか？
・横断歩道を渡りたいけど、目が見えないんだから、信号機が青か赤か分からなかったからじゃないのか。
・なのに、君たちは、何で一言も声もかけずに、自分たちだけさっさと渡って行ったのか、
・君たちには何でもないかもしれないが、あの人にはそれができないんだから、助けるのが当たり前じゃないのか

生徒・そうか、信号の色がわかんなかったの、ずっと立っていたのか。
・先生、あんまり、深く考えていませんでした。
・そういうことなら、今度からは声をかけて一緒に渡るようにします。

資料 9

せてくれた。

あと1つは、人の生き方として、困っている状況にある人を見かけた時にどういう対応を人間としてすべきなのか、思いやりの教育というか、人と人とのつながりの大切さを教えました。実際に体験した子供達に時間を問わずに話していて、それ

は子ども達の心にもきつと響くでしょう。このような授業を受けた子どもは一生、この話を忘れないと思います。これから同じような場面遭遇したら、おそらく声を掛けることができるでしょう。きつと思いやりのある人間になるだろうと思いますし、そういう面ではすばらしい授

業ではあるんです。

しかし、考えて下さい。その全盲の彼女が渡ろうとした横断歩道の信号機は、車の危険から生命、身体の安全を守るために社会が提供したシステムです。しかし視覚障害者の彼女は、信号機を健常者と同じように利用することができないという社会

的不利を負っているわけです。健常者であれば、子どもでも「今、安全かどうか」位の判断は出来ます。車から一番、被害を受けやすいのはどういう人達なんでしょう。社会の中で自分の目で車の存在を感知して、それに対して安全な行動を取ることができない人、それは視覚障害者ではないでしょうか。
一番被害を受ける視覚障害者のためには、これまでほとんど何もされていなくて、見える人だけが渡れる仕組みを作ってきたのがこの社会なのです。

車社会というのを容認した時に、人間を車の危険から保護するのは社会の義務だと思います。国が安全性を担保してシステムを作っていく。ところが、この仕組みの中に障害者というのは想定されてなかったわけです。ある意味、目視で安全を確認できる人だけであれば歩行者用信号機なんかいらぬ訳ですが、これまではむしろそういう人の為に作ってきたわけです。もちろん、今は街や福祉施設の多いところ、ある程度、

何が、社会的障壁となっているのか 横断歩道を安全に渡れない社会的不利を 発生せしめる社会的障壁とは

- 横断歩道や信号機
車社会の発達によって、車によって侵害されかねない人の生命身体の安全を図る社会的システム
- 生命への権利
人の命は平等に守られるべき
- 障害者の存在を想定しない信号機の開発と普及
 1. 障がい者の存在を想定していない安全システムの開発
 2. 後付け政策（音響式）と普及の遅れ
 3. 安全な移動システムからの社会的排除
 4. 不平等な命

資料 10

いやりを持って助けてあげましょうというこ
とになります。思いやりをもつた人が増えるこ
とはとてもいいことですが、では、誰もこの場
にいなければどうするのでしょうか。障害者は
思いやりを持つた人の存在に依
拠して人生を送るしかないの
でしょうか。皆さ
らだって何もか

も人の世話になるのではなく、自分でできることは自分でしたいでしょう。他人の助力がなければできない仕組みというのは本当の意味で完全でないと思います。
私は学生時代、東京に行くまでに何度、人に、ありがとうござい
ます、すみません、と言って移動せざるを得なかったか。やはり医学モデルだけでは社会に存在する問題等に焦点を当ててピックアップすることはできないわけです。
仕組みそのものがどのような成り立ちでできてきたのか、どういう人を基準にできてきたのか。その結果として今も障害者は排除されている、そういう現状をきちつと認識することなくして、社会的障壁というのは見えてこないということを知って頂ければと思います。
国家社会は横断歩道を渡る視覚障害者の命を平等に扱っていないわけです。命は最低限度の最も重要な基本的人権です。それに対してさえ、今の日本社会はまともに平等に扱おうとしていない。そういった現

予算があるところから音響式のものをつけてきました。しかし、日本中隅々まではまわってきていないのが現状です。交通政策、人権政策の遅れが、彼女がそこで困っている大きな原因じゃないでしょうか。彼女にとっては、目が見えなくても使える信号機が無いということが社会的障

壁なのです。（資料10）
根本的な原因は簡単な話で、彼女が使えるように音響式にすればそれで済むわけで、何も人の手なんかいりません。学校の先生の説明は医学モデルで、これを利用できないのは目が見えないからだ、個人の内部の問題に帰着しています。だから思いやりを持って助けてあげましょうというこ
とになります。思いやりをもつた人が増えるこ
とはとてもいいことですが、では、誰もこの場にいなければどうするのでしょうか。障害者は思いやりを持つた人の存在に依
拠して人生を送るしかないの
でしょうか。皆さ
らだって何もか

も人の世話になるのではなく、自分でできることは自分でしたいでしょう。他人の助力がなければできない仕組みというのは本当の意味で完全でないと思います。
私は学生時代、東京に行くまでに何度、人に、ありがとうござい
ます、すみません、と言って移動せざるを得なかったか。やはり医学モデルだけでは社会に存在する問題等に焦点を当ててピックアップすることはできないわけです。
仕組みそのものがどのような成り立ちでできてきたのか、どういう人を基準にできてきたのか。その結果として今も障害者は排除されている、そういう現状をきちつと認識することなくして、社会的障壁というのは見えてこないということを知って頂ければと思います。
国家社会は横断歩道を渡る視覚障害者の命を平等に扱っていないわけです。命は最低限度の最も重要な基本的人権です。それに対してさえ、今の日本社会はまともに平等に扱おうとしていない。そういった現

実が見えてきます。
一人でも多く、この合理的配慮を理解して頂き、障害者ももちろん、この先増え続ける高齢者にとっても自由に安全にどこへでも行ける社会を構築できれば、人も国も発展するのではないのでしょうか。

駆け足となりましたが、ご清聴ありがとうございました。

